

そらいろ通信 4月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



朝晩は肌寒く、日中は夏の暑さと、一日のうちで寒暖の差がありますが、皆さまいかがお過ごしでいらっしゃいますか？

去年息子が中学生になり、それをきっかけに、中学高校時代の同級生数人に思いがけず再会することができました。その数人で同窓会をしよう、という話になり、先日休みの日に決行。20数年前の話で盛り上がりました。それぞれが断片的に覚えていることが違って、それがまた面白くて。息子が運んでくれたご縁に感謝しています。



気になる相場 ～社員への死亡弔慰金～

(万円)

	一律定額	勤続年数に応じて支給する企業				
		満1年	満5年	満10年	満20年	満30年
最高額	3,500	500	540	700	780	860
最低額	5	1	5	10	10	10
中位額	100	20	30	45	50	50

日本実業出版社調べ（調査期間 平成24年9月）

★これで完璧！ 4月の事務★



☆新入社員、退職者等の社会保険手続き☆

従業員の入社があった場合には、健康保険・厚生年金保険は事由発生日から5日以内に年金事務所（健康保険組合）へ、雇用保険は事由発生日の属する月の翌月10日までにハローワークに対して、保保険者資格取得届を提出します。退職に際しては、健康保険・厚生年金保険は事由発生日から5日以内に年金事務所（健康保険組合）へ、雇用保険は事由発生日から10日以内にハローワークに対して、保保険者資格喪失届を提出します。

また4月は、扶養家族の異動も多いので、扶養に入っていた子供が就職で抜ける場合など、健康保険証を回収の上、速やかに年金事務所（健康保険組合）に対して被扶養者（異動）届を提出します。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（4月10日まで）☆

3月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（4月30日まで）☆

3月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆2月決算法人の確定申告と納税（4月中の決算応当日まで）☆

2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間（予定）申告と納税。



* 今春の新入社員は、安全運転の自動ブレーキ型 *

私も毎年楽しみにしている日本生産性本部による今春の新入社員の特徴が発表されました。“安全運転の自動ブレーキ型”です。頭の回転は速いものの、困難な壁はぶつかる前に未然に回避する傾向がある。具体的には、知識が豊富で就職活動も手堅く進めてきて、情報収集能力もたけて、人を傷つけない安心感がある。その一方で、どこか馬力不足とし、リスクを避ける安全運転もいいが、前向きに挑戦して失敗する中から学ぶ経験もしてほしい、と訴えています。

妊娠・出産した社員への諸手続き

前回、妊娠・出産した社員に対する労務管理のポイントなどをお伝えしましたが、それに引き続き今回は諸手続きについてご案内します。



●出産手当金（産前産後休業）

この期間中、働かないため給与の支払いもない場合には、健康保険から標準報酬日額の 3 分の 2 が出産手当金として出ます。所定の用紙に医師の証明を受けて申請します。

●育児休業基本給付金（育児休業）

育児休業に入れば、雇用保険から育児休業給付金が受けられます。休業開始前 6 ヶ月間の平均給与の 50%（4 月 1 日以降に育児休業を開始する人からは半年間 67%）の給付金が出ます。休業開始後に賃金登録と資格の確認を行い、2 ヶ月に 1 回のペースで申請します。

●健康保険料・厚生年金保険料の免除

育児休業制度の利用中、（3歳未満の子を養育する場合）申し出により、保険料が免除されます。新たに、産前産後休業期間中も、労務に従事しなかった期間の保険料が免除されることになりました。

●休業期間終了後の標準報酬月額の設定

産前産後休業、育児休業の終了後に報酬が下がった場合に、届出により改定されます。（それぞれ引き続き休業する場合は不可。）

*国をあげて、出産・育児を支援する制度が充実していています。会社としてこれ以上に特別な施策を取らずとも、こういった制度を活用できるように、労働者に対して十分に周知させていくことで十分なことだと思います。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

